大和市告示第55号

大和市在宅重度障がい者紙おむつ実施事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。 平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市在宅重度障がい者紙おむつ実施事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市在宅重度障がい者紙おむつ実施事業実施要綱(平成19年大和市告示第36号)の一部を 次のように改正する。

第2条第2項第1号中「ストマ用装具(紙おむつ)」を「紙おむつ」に改める。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条第3号中「前条」を「第9条」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(暴力団等の排除)

- 第10条 市長は、大和市暴力団排除条例(平成23年大和市条例第4号)第8条の規定により、この要綱による事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部(警察法(昭和29年法律第162号)第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。)に、申請者が暴力団又は暴力団員(以下「暴力団等」という。)に該当するか否かの照会(以下「照会」という。)を行うことができる。
- 2 市長は、前項に規定する照会により申請者が暴力団等に該当するときは、第4条の支給決定を 行わない。

別表中「第12条」を「第13条」に改め、同表第6号様式の項中「第10条」を「第11条」に 改め、同表第7号様式の項中「第11条」を「第12条」に改める。

附則

この要綱は、公表の日から施行する。